

会議規則案第 1 号

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則について

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 29 年 12 月 25 日提出

尼崎市議会議員	真	鍋	修	司
同	福	島	さと	り
同	眞	田	泰	秀
同	開		康	生
同	岸	田	光	広
同	波	多	正	文
同	林		久	博
同	光	本	圭	佑
同	久	保	高	章
同	徳	田		稔
同	真	崎	一	子
同	北	村	章	治
同	明	見	孝	一郎
同	酒	井		一
同	都	築	徳	昭

尼崎市議会会議規則の一部を改正する規則

尼崎市議会会議規則（昭和 60 年尼崎市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表議員総会の項中

「

次の各号に掲げる事項の協議
(1) 法に基づかない特別委員会に関する事
(2) 議会運営に係る規程及び基本的な申合せに關す

「

次に掲げる事項の協議
(1) 議会運営に係る規程及び基本的な申合せに關する事
(2) その他議会及び市政に關する重要事項で、特に

を

に

ること。
(3) その他議会及び市政に関する重要事項で、特に議長が必要と認めるもの

議長が必要と認めるもの

改め、同表鉄道施設整備促進特別委員会の項を次のように改める。

議会改革検討委員会	議会運営委員会の権限に属する事項のうち議会運営委員会が特に指定したものの協議	各交渉団体から選任された議員	委員長（委員選任後の最初の会議においては、議長）
-----------	--	----------------	--------------------------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

鉄道施設整備促進特別委員会を廃止し、議会改革検討委員会を設置するに当たり、規則改正の必要を認めたので、本案を提出する。